

ショートステイ サミック飯塚 利用料金表 (2024年4月1日現在)

【第1段階】

※飯塚市の地域区分単価として10円あたり0.14円が加算されます。

区分	①			計① (1泊2日あたり)
	介護サービス費 (1日あたり)	食費 (1日)	居住費 (1日)	
要介護 1	¥704	¥300	¥820	¥3,648
要介護 2	¥772			¥3,784
要介護 3	¥847			¥3,934
要介護 4	¥918			¥4,076
要介護 5	¥987			¥4,214

【第2段階】

※

¥880

2024年8月～

区分	①			計① (1泊2日あたり)
	介護サービス費 (1日あたり)	食費 (1日)	居住費 (1日)	
要介護 1	¥704	¥600	¥820	¥4,248
要介護 2	¥772			¥4,384
要介護 3	¥847			¥4,534
要介護 4	¥918			¥4,676
要介護 5	¥987			¥4,814

【第3段階①】

※

¥880

2024年8月～

区分	①			計① (1泊2日あたり)
	介護サービス費 (1日あたり)	食費 (1日)	居住費 (1日)	
要介護 1	¥704	¥1,000	¥1,310	¥6,028
要介護 2	¥772			¥6,164
要介護 3	¥847			¥6,314
要介護 4	¥918			¥6,456
要介護 5	¥987			¥6,594

別途電気代(備付テレビ含む)として
1日100円
洗濯サービス費として
1回380円

その他レクリエーション活動、理美容代、日用品代理購入等を行う場合は実費をご負担いただいております。

【第3段階②】

※

¥1,370

2024年8月～

区分	①			計① (1泊2日あたり)
	介護サービス費 (1日あたり)	食費 (1日)	居住費 (1日)	
要介護 1	¥704	¥1,300	¥1,310	¥6,628
要介護 2	¥772			¥6,764
要介護 3	¥847			¥6,914
要介護 4	¥918			¥7,056
要介護 5	¥987			¥7,194

【第4段階】

※

¥1,370

2024年8月～

区分	①			計① (1泊2日あたり)
	介護サービス費 (1日あたり)	食費 (1日)	居住費 (1日)	
要介護 1	¥704	¥1,445	¥2,006	¥8,310
要介護 2	¥772			¥8,446
要介護 3	¥847			¥8,596
要介護 4	¥918			¥8,738
要介護 5	¥987			¥8,876

※

¥2,066

2024年8月～

※送迎サービスをご利用される場合は 片道 184単位が加算されます。

なお、エリア外送迎料金は事業所から片道概ね10km未満 200円/回

事業所から片道概ね10km以上 1kmにつき 20円/回

ショートステイ サミック飯塚 利用料金表 (2024年4月1日現在)

※飯塚市の地域区分単価として10円あたり0.14円が加算されます。

負担減限度段階区分	介護認定区分	①			計① (1泊2日あたり)	別途電気代(備付テレビ含む)として 1日100円 洗濯サービス費として 1回380円 但し、携帯電話や髭剃りの充電器は電化製品にカウント致しません。 その他レクリエーション活動、理美容代、日用品代理購入等を行う場合は実費をご負担いただいております。
		介護サービス費 (1日あたり)	食費 (1日)	居住費 (1日)		
1段階	要支援1	¥529	¥300	¥820	¥3,298	
	要支援2	¥656			¥3,552	
2段階	要支援1	¥529	¥600		¥3,898	
	要支援2	¥656			¥4,152	
		※ ¥880			2024年8月～	
3段階①	要支援1	¥529	¥1,000	¥1,310	¥5,678	
	要支援2	¥656			¥5,932	
3段階②	要支援1	¥529	¥1,300		¥6,278	
	要支援2	¥656			¥6,532	
		※ ¥1,370			2024年8月～	
4段階	要支援1	¥529	¥1,445	¥2,006	¥7,960	
	要支援2	¥656			¥8,214	
		※ ¥2,066			2024年8月～	

利用者負担段階

- 第1段階： 世帯全員が市町村民税非課税で、老人福祉年金受給者及び生活保護受給者の方
- 第2段階： 世帯全員が市町村民税非課税で、合計所得と課税年収金収入合わせて80万円以下の方
- 第3段階： 世帯全員が市町村民税非課税で、第2段階以外の方
- 第4段階： 上記以外の方

※尚、この利用者負担段階は、ご本人様の保険者である自治体の役所(介護保険係)へ申請の上認定を受ける必要があります。(毎年必要となります。)

加算表 ※が令和6年4月創設の新加算

ご利用者様の状態や、施設体制の状況により算定される加算がございます。

また、医師・看護師・管理栄養士等の勤務配置等により変動が生ずる場合があります。

区分	自己負担額の目安(円)	備考
生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100/月	3ヶ月に1回が限度
生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200/月	個別機能訓練加算算定時は100/月
専従の機能訓練指導員配置加算	12/日	
個別機能訓練加算	56/日	
看護体制加算Ⅰ	4/日	
看護体制加算Ⅱ	8/日	
看護体制加算Ⅲ	12/日	
看護体制加算Ⅳ	23/日	
夜勤職員配置加算Ⅱ	18/日	
夜勤職員配置加算Ⅳ	20/日	
医療連携強化加算	58/日	
※看取り連携体制加算	64/日	死亡日及び死亡日以前30日以下に限り1日につき
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200/日	7日間限度
若年性認知症利用者受入加算	120/日	
送迎加算	184/片道	エリア外送迎料金は片道概ね10km未満 200円/回
緊急短期入所受入加算	90/日	基本7日間、やむを得ない場合は14日
※口腔連携強化加算	50/月	
療養食加算	8/回	1日3回まで
在宅中重度者受入加算(Ⅰ)	421/日	
在宅中重度者受入加算(Ⅱ)	417/日	
在宅中重度者受入加算(Ⅲ)	413/日	
在宅中重度者受入加算(Ⅳ)	425/日	
認知症専門ケア加算Ⅰ	3/日	
認知症専門ケア加算Ⅱ	4/日	
※生産性向上推進体制加算Ⅰ	100/日	
※生産性向上推進体制加算Ⅱ	10/日	
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22/日	
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18/日	
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	6/日	
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	8.3%相当額/月	令和6年5月末日で廃止
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	2.7%相当額/月	令和6年5月末日で廃止
介護職員等ベースアップ等支援加算	1.6%相当額/月	令和6年5月末日で廃止
※介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	14%相当額/月	令和6年6月1日より算定可能

単位数の末尾に/月の記述が無いものは原則1日当たりの算定単価になります。